

第28回たつの市農業委員会総会（3月定例会）議事録

令和8年3月26日（木）午前10時から第28回たつの市農業委員会総会（3月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員17名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田きん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 2名

主 幹	井上 吾郎	副主幹	近藤 由香
-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長職務代理者（八木正邦委員）

あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

只今から第28回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日、猪澤会長より欠席届が提出されておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、私が議長の職務を行いますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日の出席委員数等について事務局から報告させます。

○事務局（井上吾郎君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は17名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

なお、4番松本有史委員、18番猪澤敏一会長からは欠席の届出を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した
・利用目的の変更届について

- ・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出について
 - ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
 - ・農地法第18条の規定による合意解約の通知について
- を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、17番苗村武大委員、2番酒井幸男委員にお願いします。

（「はい」）との声）

次に、日程第2「議案第180号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第180号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が4件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の番号1247の願い出地は、龍野町■■■■の登記地目・田、現況は宅地、面積は1,125㎡でございます。願い出人は、■■■■■■■■■■、昭和51年に相続した時には、■■■■店の倉庫敷地として使用し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成16年撮影の空中写真により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2件目の番号1267の願い出地は、新宮町■■■■の登記地目・田、現況は宅地、面積は781㎡でございます。願い出人は、■■■■

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 180 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 181 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。なお、5 件目の番号 1263 につきましては、3 月 16 日付で利用目的の変更を理由とした取下願の提出があり、これを 3 月 18 日付で受理しましたのでこれ以外の案件について審議することといたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局 (井上吾郎君)

「議案第 181 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 7 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の番号 1246 の申請地は、揖保町 [redacted] 及び [redacted] の田で、合計面積は 265 m²、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は農地が自宅から離れており耕作管理が難しいことから、近接地で耕作をしている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の番号 1249 の申請地は、誉田町 [redacted]、[redacted] 及び [redacted] の田で、合計面積は 3,392 m²、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は高齢のため耕作管理が難しいことから、同じ地区で耕作をしている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の番号 1250 の申請地は揖保町 [redacted] 及び [redacted] の田で、合計面積は 738 m²、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の番号 1254 の申請地は、龍野町 [redacted] の田で、面積は 705 m²、譲受人は [redacted] 外 1 名、譲渡人は [redacted]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた親族である譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、露地野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は親族に借りる予定で、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の番号 1264 の申請地は揖西町 [redacted] の田で、面積は 2,327 m²、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted] (亡) [redacted] 相続財産清算人 弁護士 [redacted]、譲渡人は亡くなり相続人不存在でし

たが、この度、相続財産清算人が裁判所により選任され、隣接の土地所有者で耕作地の拡大を図りたいと考えていた親族である譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

7 件目の番号 1244 の申請地は、新宮町 [] の畑で、面積は 234 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、近くで耕作をしている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

8 件目の番号 1252 の申請地は、新宮町 [] の田で、面積は 1,359 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、「番号 1263」を除き原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 181 号」は、「番号 1263」を除き原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 4「議案第 182 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 182 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 2 件出ておりますので、ご説明いたします。

1 件目の番号 1242 の申請地は御津町 [REDACTED] の田で、面積は 1,078 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で県外居住により耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた親族である譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、営農組合員として耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の番号 1245 の申請地は御津町 [REDACTED] の田で、面積は 1,494 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難し

いことから、近くで耕作している親族である譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第182号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5「議案第183号 農地法第4条の規定による使用目的変更に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第183号 農地法第4条の規定による使用目的変更に対する意見について」

4条案件が1件でしておりますので、ご説明いたします。

申請地は神岡町 [REDACTED] の田で、面積は228㎡、申請人は、[REDACTED]、転用目的は、既存の農業用倉庫の除却に伴い、新たに農業用倉庫及び農作業場にするものでござ

います。

農地区分は、住居等が連担する区域に近接(おおむね 500m以内)かつ農地(等)の集団規模 10h 未満の第 2 種農地(2-(3))に該当すると判断します。

土地の造成期間は許可後から 30 日間、建物の建設期間は許可後から 90 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の書面にて、必要な資金が準備できることを確認しました。

また、開発許可不要証明等、他の法令による手続きは申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定や他の法令による制限もなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 4 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長(八木正邦 会長職務代理者)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので、原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 183 号」は、原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 184 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題いたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局(井上吾郎君)

「議案第 184 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 4 件でしておりますので、ご説明いたします。

1 件目の番号 1255 の申請地は、龍野町 [REDACTED] の田で、面積は 499 m²、農地区分は、集団性のある農地である第 1 種農地 (1- (1)) ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、例外的許可事由 (⑤-5) に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED] [REDACTED] 外 1 名、譲渡人は [REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、戸建住宅を建築するものでございます。

土地の造成期間は許可日から 90 日間、建物の建設期間は許可後から 180 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の事前審査により必要な資金が準備できることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の番号 1268 の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で、面積は 1,114 m²、農地区分は、住居等が連担する区域に近接 (おおむね 500 m 以内) かつ農地 (等) の集団規模 10h 未満の第 2 種農地 (2- (3)) に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED] [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可後から 30 日間、施設の建築期間は土地の整地後から 30 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被

害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

3 件目の番号 1241 の申請地は、揖保川町 [REDACTED] の田で、面積は 603 m²、農地区分は、公共施設等から至近距離（おおむね 300 m以内）の第 3 種農地（3-（2））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場です。

土地の造成期間は許可日から 10 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

法定外公共物等使用許可申請は手続き中ですが、転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

4 件目の番号 1266 の申請地は、御津町 [REDACTED] の田で、面積は 1,231 m²、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね 500 m以内）かつ農地（等）の集団規模 10h 未満の第 2 種農地（2-（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、転用目的は、売電の為に太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可後から一か月以内に開始し 3 日間、施設の建築期間は着工から 20 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障

はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してお異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第184号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第7「議案第185号 地積調査事業における地目変更の認定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第185号 地籍調査における地目変更の認定について」

地籍調査事業による調査の結果、登記簿上の地目が農地であり、現況が農地ではない場合は、土地の利用状況、利用の確実性などや埋立て工事等の時期、経緯等を調査し、農業委員会に照会した上で地目認定することとなっております。

この度、議案第185号参考資料のとおり、令和7年度に龍野町■地区の一部で実施した地籍調査において、登記地目が畑であるが、現況は宅地になっている土地4筆について、照会がありました。

登記簿上は農地ですが、現況は農地でなく、担当委員及び事務局職員による現地調査におきましても、照会のとおり農地以外で利用されていることを確認しました。

よって、農地に復元して利用する見込みはなく、地目変更に支障はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので原案のとおり認定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 185 号」は原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第 8「議案第 186 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 186 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」

農用地利用集積等促進計画作成で貸借権等を設定する場合、本促進計画案を農地中間管理機構の地域審査会で諮るとともに、市農業委員会に諮り意見書を附して回答することとなっております。最終的には、農地中間管理機構において促進計画の決定後、市へ認可申請があり、市が公告することになります。

今回は、貸借権等の設定にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市長から農業委員会へ意見を求められているものでございます。

なお、農用地利用集積等促進計画により、貸借権の設定を行うのは、全 21 筆、設定面積の合計は 31,821 m²でございます。

貸借権の設定を受けようとするものにつきましては、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、農作業に常時従事するものと認められるため、いずれも支障はなく、異議はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 186 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

次に、日程第 9「議案第 187 号 地域計画変更案に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 187 号 地域計画変更案に対する意見について」

本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 5 項の規定により、本市が地域計画を変更するにあたり、同法第 19 条第 6 項の規定により、たつの市長から農業委員会へ意見を求められているものでございます。

地域計画の変更予定地区である揖保川町■■■■地区につきましては、昨年 2 月定例会において地域計画策定案について審議し、「異議なし」として意見を附し、現在、地域計画策定済みとなっている地区でございます。

この度、■■■■地区につきましては、策定当初から除外意向があったものの、策定案に含まれていた土地 3 筆を地域計画から除外するとともに、新規就農者が令和 8 年度からぶどう畑を栽培するため、地域内の農業を担うものの一覧を一部変更するものでございます。

今後の流れとしては、4 月中旬に■■■■地区の変更案の公告及び縦覧を 2 週間行い、4 月末に計画変更の予定でございます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 187 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 35 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

たつの市農業委員会議長
(八木正邦 会長職務代理者)

議事録署名委員
(17 番 苗村武大委員)

議事録署名委員
(2 番 酒井幸男委員)